

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年10月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ボリビア国森林火災対策のための衛星画像利用促進能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ボリビア国森林火災対策のための衛星画像利用促進能力強化プロジェクト

調達管理番号：25a00554

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年10月8日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ボリビア国森林火災対策のための衛星画像利用促進能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年12月 ～ 2029年2月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年12月 ～ 2027年6月

第2期：2027年7月 ～ 2029年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

【第2期】

- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の24%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度末（2027年2月頃）
- 2) 2027年度末（2028年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 10月 14日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 10月 15 日 12時まで
3	質問への回答	2025年 10月 20日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 10月 31日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 11月12日まで
7	技術評価説明の申込日（順位	評価結果の通知メールの送付日の翌日か

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	が第1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	------------	---

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ボリビア国森林火災モニタリングプラットフォーム強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00416）の受注者（株式会社 JIN） 及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/wVHqgt61ty>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニ

ア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	知見の発信と情報共有の促進	第3条 本業務に係る実施方針及び留意事項（2）
2	持続性を高める工夫	第3条 本業務に係る実施方針及び留意事項（7）
3	関連組織への技術支援・人材開発のワークショップの内容	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 （1）プロジェクトの活動に関する業務 成果3

4	本邦研修のテーマ、内容	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修
---	-------------	---------------------------------------

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：第一次調査2022年12月、第二次調査2023年6月
- ・ RD署名：2024年9月23日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

本事業は、ボリビアにおいて、ボリビア宇宙開発公社（Agencia Boliviana Espacial 以下、「ABE」）の情報生産能力の強化、生産された情報を活用する関連機関を支援するABEのアドバイザー能力の強化、ABEを含む森林火災関連機関の間での連携促進を図り、もって衛星データを基とした情報のより包括的かつ幅広い活用に寄与することを目的としている。

（1） ボリビアにおける火災の特徴

本件では便宜上「森林火災」という一般的な用語を用いているが、ボリビア国内で発生している火災の多くは、農業や牧草地の整備・拡大を目的とした森林伐採および火入れが制御不能となり、周辺の草地や森林に延焼して拡大しているものである。このため、対象となる火災は森林地帯に限定されるものではなく、より広い視点で解釈する必要がある。これらの火災には、違法な焼畑や悪意による火災も含まれており、同一箇所で繰り返し発生している点にも留意が必要である。

（2） 知見の発信と情報共有の促進

森林火災の現象把握や有効な対策に関する検証は、貴重な知見となるため、本業務を通じて得られた成果については、広報媒体や学術誌等での発信を積極的に検討する。

²

（3） ABE/LPAIS のリモートセンシング技術と運営上の留意点

ABEおよびその技術部門である衛星画像解析・処理研究所（Laboratorio de Procesamiento y Análisis de Imágenes Satelitales 以下、「LPAIS」）が現在開

² 知見の発信と情報共有の促進の実施方法をプロポーザルにて提案すること。

発・運用しているリモートセンシング技術は、今後、森林火災対応のための社会インフラとして広範に活用されることが期待されている。一方で、ABEは独立採算制の国営公社であり、衛星画像などの情報を有償で提供する立場にある。この方針は今後も基本的には変わらないと見られる。LPAISは、ABEからの予算配分や外部プロジェクトによる資金により人員を雇用している。そのため、プロジェクトの実施にあたっては財務面への配慮が不可欠である。

（４） 現地人材の活用による事業運営体制

ステークホルダーとの調整においては、現地の課題を的確に把握し、関係機関との連携を円滑に進めることができる人材の配置が重要である。本事業では、現地常駐人材（特殊傭人）によって組織間連携を推進し、秘書等を活用することで、日本人専門家不在時にも事業を継続する体制を構築することを想定している。また、システム開発に係る傭人については、衛星データを活用した森林火災の検出・監視、可視化、早期警戒システムの構築に加え、再現性・拡張性のあるITツールの開発および文書化の業務を担うことを想定している。

（５） 技術支援体制とツール運用方針

ABEは、農地改革庁（INRA）など、衛星データに関する専門技術者を有していない機関と連携し、これらの機関の情報収集能力の向上を支援している。このような連携は、衛星データの利活用を広げる上で重要な役割を果たしている。また、プロジェクトの持続可能性を確保する観点から、本プロジェクトでは基本的に無償ツールの使用を前提とすることに留意する。

（６） 他ドナー事業との連携とシナジーの創出

本分野では、世界銀行日本信託基金（TREESプロジェクト）、米州開発銀行（IDB）日本信託基金、韓国国際協力団（KOICA）、国連開発計画（UNDP）、欧州連合（EU）、日本国大使館など、複数ドナーによる事業が展開されており、事業間の棲み分けと連携は不可欠である。JICAも現在、ブラジルにおいて技術協力プロジェクト「先進的リーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」を実施しており、本プロジェクトの実施期間を通じて、他連携との可能性を検討する必要がある。

（７） 持続可能性の確保と出口戦略

事業の持続性を高めるためには、先方政府の国家戦略・計画への組み込みや出口戦略に繋がる仕組みの構築が重要である。活動に資金接続の可能性を持たせ、早期の段階から出口戦略を描きながら事業を推進する。³

³ ボリビアにおける森林火災対策活動において、ABE/LPAISが資金的な持続可能性を確保しつつ、活動を継続していくためには、どのような出口戦略が描けるのか、その可能性について、プロポーザルの中で提案すること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：衛星データを基とした情報を活用する森林火災に関する組織の技術レベル、現状、ニーズを共同分析する。

活動1-2：衛星データ活用を改善及び／又は強化するため、関連組織への技術支援を行う。

活動1-3：研修計画の開発及び実施を通じて、衛星データ活用に関する持続的な取り組みを促進するために関連組織の人材開発も関する支援を行う。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：LPAISの衛星データを収集、分析、保管に係るインフラ、能力、人材の現状を分析、評価する。

活動2-2：「活動1-1」を踏まえ、LPAISの衛星データを収集、分析、保管に係るインフラ、能力、人材のための短・長期的な改善案を作成する。

活動2-3：上項目で作成した短期改善案を実施する（研修、ツールの開発など）。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：ABEが提供できる支援についての説明会を開催する。

活動3-2：森林火災関連団体と衛星データ活用を促進するためのワークショップを開催する⁴。

活動3-3：ABE及び森林火災関連団体による衛星データ活用の現状と今後の展望を概説した文書開発、公開する。

成果1～3に係る現地研修では、以下のテーマに基づく実施を基本とする⁵。

⁴ 関連組織に対する技術支援および人材育成を目的として、どのようなワークショップが必要となるか、その具体的な内容について、プロポーザルにて提案すること。

⁵ さらに、関連組織への技術支援や人材開発を目的とした追加的な研修の実施が可能であれば、その内容をプロポーザルに記載すること。

成果１・２に係る研修

目的	データの作成・分析（リモートセンシング）
実施回数	6テーマについて各1回（合計6回）
対象者	LPAIS職員
参加者数	約4名/回
開催期間	約2日/回
実施場所	ラパス市内
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

成果３に係る研修

目的	森林火災検知システムの活用（関連機関向け）
実施回数	約6回（2年目までに実施）
対象者	消防団、NGO、政府職員
参加者数	約30名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	ラパス市、サンタクルス市、トリニダード内
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

成果３に係る研修

目的	衛星データ活用の促進（関連機関向け）
実施回数	約3回
対象者	消防団、NGO、政府職員
参加者数	約30名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	ラパス市、サンタクルス市、トリニダード内
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

（２）本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）⁶

⁶ プロジェクトの目的および成果の達成を踏まえ、本邦研修において取り扱うべきテーマおよび内容について、プロポーザルにて提案すること。

☒ 想定規模は以下のとおり⁷。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	LPAIS職員
参加者数	約8名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに

⁷ 効率的・効果的な研修プログラムのコンセプト及び実施方法をプロポーザルで提案すること。

向けた体制を整える。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - 受注者は、ABE、LPAIS 及びその他関連省庁を含む森林火災関連団体を対象とし、森林リモートセンシングの開発、運用、管理、利用能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
 - 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
 - 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	各期契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	各期業務開始から1か月以内	スペイン語	電子データ	
モニタリングシート	6か月に1回	日本語およびスペイン語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語およびスペイン語	電子データ	
事業完了報告書	最終期の契約履行期限末日	日本語、英語（要約）、スペイン語	CD-R	6

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- (1) 森林火災検知システム仕様書
- (2) 森林火災検知システム運用マニュアル
- (3) 「衛星データの活用に係る現状及び展望」に関する文書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン調査	ボリビア国内における森林火災の予防・対応・回復に資する衛星データを基とした情報の活用に関する技術レベル、現状、ニーズの把握	1回	定額計上
2	エンドライン調査	プロジェクト終了約半年前	1回	定額計上

第7条 機材調達

受注者は、本プロジェクトにおいて発注者が調達する以下の機材について、以下の支援業務を行う。

① 入札図書に係る支援業務

(ア) 発注者による仕様書作成段階において、必要に応じて情報（参考銘

柄、輸送費等）提供を行う。

（イ）応札予定者からの質問に対する回答案作成支援。応札予定者への回答は発注者が行う。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ストレージ	➤ 高速オールフラッシュストレージシステム ➤ 搭載CPU：サーバーグレードプロセッサ（複数コア） ➤ メモリ：128GB以上 ➤ ストレージ：Gen4 NVMe SSDベースの大容量構成（U.2対応） ➤ ファイルシステム：ZFS対応（スナップショット・重複排除・圧縮機能あり）	1	供与機材	調達支援のため不要
2	サーバ	➤ ラックマウント型サーバ ➤ 搭載CPU：サーバー向け高性能プロセッサ（複数コア） ➤ メモリ：大容量（128GB以上推奨） ➤ 拡張性：複数のPCIeスロット、冗長電源対応	1	供与機材	調達支援のため不要
3	データ処理機材（AI活用含む）	データ処理に必要な機材 ➤ ワークステーション型機材 ➤ CPU：10コア以上、クロック4GHz程度のXeonクラス ➤ メモリ：64GB ECC DDR4 ➤ GPU：NVIDIA製GPU（VRAM 16GB以上）×2基 ➤ ストレージ：1TB NVMe SSD	3	供与機材	調達支援のため不要
4	ラップトップ	ドローン画像処理に必要な機材 ➤ CPU：14コア以上、最大5.0GHz程度の高性能モバイルプロセッサ ➤ メモリ：32GB DDR5（4800MHz）	1	供与機材	調達支援のため不要

		➤ ストレージ：1TB PCIe NVMe SSD ➤ GPU：NVIDIA製GPU（VRAM 8GB） ➤ ディスプレイ：15.6インチ高解像度			
5	ドローン（回転翼）	ドローンによるフィールドデータの取得 ➤ 回転翼型産業用ドローン ➤ 搭載センサー： ✓ 高解像度RGBカメラ ✓ LiDARセンサー（RGB連携可能） ✓ マルチスペクトル＋熱画像センサー ➤ 測位機器：高精度RTK GNSSモジュール ➤ ソフトウェア：画像解析・3D再構築対応ソフトウェア	1	供与機材	調達支援のため不要
6	RTKステーション	高精度GNSS測位対応モバイルRTKステーション ➤ 対応機能：リアルタイムキネマティック（RTK）測位、複数ドローンとの同時接続、GNSS補正データの送信	1	供与機材	調達支援のため不要
7	画像解析ソフト	ドローンデータ専用の画像解析・3D再構築ソフトウェア ➤ 対応機能：オルソモザイク生成、点群処理、3Dモデル作成、LiDARデータ統合、マルチスペクトル解析	1	供与機材	調達支援のため不要

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により

「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：ボリビア多民族国（ボリビア）

案件名：森林火災対策のための衛星画像利用促進能力強化プロジェクト

Project on Capacity Development for Promotion of Satellite Data Use in Addressing Wildfire

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における森林・自然環境セクター／ボリビア地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ボリビアは変化に富む地勢のために多様な生態系を有する一方で、近年は地球温暖化に伴う熱帯氷河の減少やエル・ニーニョ現象による降雨パターンの変化により、洪水や渇水といった課題が顕在化してきている。また、近年では地表面温度が高く降水量が少ない年が多く、火災が発生しやすい環境が続いている。森林火災の原因は気候変動によるものだけでなく、人為的な活動も関与している。例えば、土地の利用の変化や農地の拡大、焼き畑や放牧地への火入れが挙げられる。

森林火災による森林消失は深刻であり、2019年には過去最大の焼失面積となる約530万ha（ボリビアの森林面積の約10%）を記録した。これにより森林資源の減少や生物多様性の喪失だけではなく、一定期間植生が消失することで土壌流出等他の自然災害の発生を招く可能性があり、対策が急務となっている。しかしながら、この対策を担当する各機関において、意思決定に必要な科学的情報が不十分であるため、対策にも限界がある。

ボリビア宇宙開発公社（Agencia Boliviana Espacial 以下、「ABE」）は、運営する衛星画像解析・処理研究所（Laboratorio de Procesamiento y Análisis de Imágenes Satelitales 以下、「LPAIS」）において、クラウド上のSentinel-2とLandsatのデータおよび他の衛星データも活用し、気温や湿度、土壌劣化等の情報を作成し、他のセクター機関の意思決定をサポートするための情報提供を行っている。森林火災等の緊急時や災害発生時にはMaxarやPlanet等の民間企業が打ち上げた衛星の画像や地理空間情報を無償提供する役割も担っている。

一方、ABEには情報処理能力やニーズ把握能力に課題があり、さらに人的リソースが限られているため、現状では十分な情報提供機能を果たせていない。ABEのこれら能力を強化し、より付加価値を高めた情報を関係機関が火災の予防や監視に利用することができれば、ABEから他組織への支援はより効果的なものになる。このような背景から、ABEから衛星画像を活用した森林火災モニタリングシステムの強化と効果的

な情報共有、及び森林火災リスクの軽減のための組織間連携強化に関する要請がなされた。

本事業は、ボリビア社会経済開発計画（PDES 2021-2025）の10の柱の一つである「持続可能で環境調和型の開発」に対し、森林保全の観点から貢献するものである。

（２）自然環境セクター／ボリビア地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ／クラスター）における本事業の位置づけ

我が国はこれまでJAXAの人工衛星画像を活用し、ブラジル国「アマゾン森林保全・違法伐採防止のための ALOS 衛星画像の利用プロジェクト」（2009-2012）、「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジリアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」（2021-2026）、およびペルー国「ペルーアマゾンにおける気候変動緩和のための森林湿地生態系の自然資源管理能力強化プロジェクト」（2022-2027）を通じてアマゾン森林保全に取り組んできている。これにアマゾンの上流域にあたる森林地帯を有するボリビアへの支援が加わることで、域内で蓄積された経験等の活用も念頭に、我が国の衛星技術の有効活用、アマゾン流域全体の森林保全への貢献、及びアマゾン森林地帯の保全における域内ネットワークの構築にも資するものである。

また、本案件は対ボリビア多民族国国別開発方針（2018年1月）の別紙事業展開計画（2023年4月）において援助重点分野「貧困削減を通じた持続的経済成長の実現に向けた協力」、開発課題「持続可能な都市・インフラ整備／水資源管理プログラム」における協力プログラム「持続可能な都市・インフラ整備／水資源管理プログラム」に位置づけられるものである。

ボリビア多民族国JICA国別分析ペーパー（2024年3月）においては、重点分野のひとつとして「環境管理・気候変動対策」を位置付けているが、本案件はこれに合致するものである。ボリビア国及び近隣諸国にまたがるアマゾン流域の森林保全の取り組みを通じ、気候変動対策への貢献が期待される。

更に、JICA「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）17. 自然環境保全」のもとに作成されたクラスター事業戦略「自然環境保全」では2030 年までに、開発途上国・地域の全森林面積の50%以上（30ヶ国以上）を対象に森林管理能力を向上する等の目標と、中南米の熱帯陸域は優先される地域の一つであることを掲げている。ABEをはじめとした関係機関の森林火災リスク管理能力の強化を図り、防災能力及び森林資源の適切な管理能力の強化に資する本案件は、これらの協力方針にも合致する。

なお、本件はSDGsゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」、ゴール15「生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止」の達成に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

GIZは「緊急事態及び災害リスク削減と対応のための国家評議会（CONARADE）」において、森林火災予防やリスク管理の役割を担う環境・水省の森林管理・開発総局（DGGDF）を対象としたProbosque（I及びII）プロジェクトを実施している。具体的には、リモートセンシング技術を活用し、同省が運用する森林モニタリングシステム（SIMB）の改善を実施しており、国家保護地域庁（SERNAP）等とのリアルタイムの情報共有体制構築支援に取り組んでいる。また、国家森林開発基金（FONABOSQUE）を通じた資金援助も行っている。

EUは2017～2022年に同省に対して、生物多様性保全のための保護区の管理とフォローアップの強化、森林保全のための森林と森林火災に関する総合的管理強化等への資金支援を行った。また、森林火災の予防・対応・回復の各ステージに対する対応策として、火災の初期対応を行う地方自治体への研修、農地への火入れを減らす代替農業技術の開発、農地への火入れに関する規制等の技術支援を行った。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、ボリビアにおいて、ABEの情報生産能力の強化、生産された情報を活用する関連機関を支援するABEのアドバイザー能力の強化、ABEを含む森林火災関連機関の間での連携促進を図り、もって衛星データを基とした情報のより包括的かつ幅広い活用に寄与するものである。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

ボリビア全土

（３）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ボリビア宇宙開発公社（ABE）および関連機関（環境・水省（MMAyA）、全国森林・林地監督庁（ABT）、市民保護次官室（VIDECI）、農地改革庁（INRA）、農業環境・生産性観測所（OAP）等）の職員

最終受益者：森林火災が多発する州の住民、及び地方自治体

（４）事業実施期間

2025年3月～2029年3月を予定（計49カ月）

（５）事業実施体制

実施機関：ボリビア宇宙開発公社（ABE）衛星画像解析・処理研究所（LPAIS）

ABEは公共事業省管轄の機関で、ボリビア唯一の人工通信衛星であるトゥパクカタリの運用、衛星画像を活用したサービスを提供している。

関係機関：環境・水省（森林管理・開発総局）、市民防衛次官室、公共事業省、農村開発・土地省等

（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

- ・ ブラジル国「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」（2021-2026）

ブラジル法定アマゾン地域を対象として、レーダー衛星およびAI技術を用いた森林伐採の検知及び予測を通じた違法伐採に係る対策・管理能力が強化を図り、アマゾン地域森林の保全活動の改善に寄与するもの。森林変化の検出等の技術的知見が、本案件においても活用されることが期待される。

- ・ ペルー国「ペルーアマゾンにおける気候変動緩和のための森林湿地生態系の自然資源管理能力強化プロジェクト」（2022-2027）

ペルーアマゾンにおける、森林・湿地マッピング技術、森林モニタリングシステムおよびこれらを利用する州政府・地方関係者の能力強化を通じて、ペルーアマゾンの森林と湿地生態系に関する自然資源管理能力強化を図り、もってペルーアマゾンにおける気候変動緩和のための森林湿地生態系の自然資源管理能力強化に寄与するもの。森林モニタリングシステムの構築を通して得た教訓が、本案件においても利活用されることが期待される。

□ボリビア国「森林火災に対する国際緊急援助」（2024）

森林火災に対応する消火活動が円滑に進むことを目的に防護具、資機材を供与。

- ・ ボリビア国「森林火災対策にかかる無償資金協力」（2020）

環境・水省に対し、ポンプ車、給水車等の消火機材を供与（5億円）。

- ・ ボリビア国「森林火災被害に対する国際緊急援助」（2019）

森林火災に対応する消防や警察の活動が円滑に進むことを目的に、ゴーグル、マスク、経口補水液等の緊急援助物資を供与。

- ・ ボリビア国「森林保全計画」（2010）

ボリビア政府が2009年に策定した国家森林保護計画に資するよう国内のアマゾン流域における森林保全・管理を目的として、衛星画像の分析機器、アグロフォレストリー用資機材等を供与し、不法伐採防止、植林による森林再生、アグロフォレストリーの導入により住民の生活改善等を図るとともに、同住

民に対する啓蒙活動を実施（12億円）。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

EUは、2.（3）で前述した環境・水省に対する資金支援の第二フェーズとして、衛星データへのアクセスを通じて森林火災を減らすため、SIMBの運営に対して直接予算支援を行う予定となっており、ABEの能力強化を通じて衛星データを利用する関係機関への支援を促進する本案件との協働と連携が期待される。

（7）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、衛星画像の活用によって森林火災リスク管理能力の強化を図り、森林減少率の減少に寄与する活動であることから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- ③ 環境許認可：特に必要としない。
- ④ 汚染対策：特に必要としない。
- ⑤ 自然環境面：森林保全に寄与することが期待される。
- ⑥ 社会環境面：特に影響を与える活動は含まれない。
- ⑦ その他・モニタリング：特になし。

2) 横断的事項：

気候変動：アマゾン森林地帯を有するボリビアでの森林火災モニタリングシステムの強化と活用は、森林火災リスクの低減によるGHG吸収量の維持・増大だけではなく、森林保全の観点から生産システムの回復力の促進、社会とその生計システムの適応能力の向上、さらにさまざまな社会・経済・環境部門の脆弱性を軽減への貢献も期待でき、これはボリビア国が定める「国が決定する貢献（NDC: Nationally Determined Contribution）」の緩和策及び適応策にも合致するものである。

3) ジェンダー分類：【対象外】「（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

＜活動内容/分類理由＞ 調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、LPAISの技術者の殆どは女性であり、事業を通じ当該分野における女性の能力強化に貢献する予定。また、プロジェクト運営に際しジェンダーバランスへ留意し取り組む。

(8) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：森林火災にかかる衛星データを基とした情報の活用が、より包括的に幅広い機関に対して促される。

(2) プロジェクト目標：森林火災の予防・対応・回復に資する衛星データを基とした情報の活用が様々な機関に対して促進される。

(3) 成果

成果1：衛星データを基とした情報を活用する森林火災関連機関に対するABEのアドバイザー能力が強化される。

成果2：森林火災関連情報の生産者としてのLPAISの能力が強化される。

成果3：衛星データを基とした情報を活用する森林火災関連機関の間で連携が促進される。

(4) 活動

1-1：衛星データを基とした情報を活用する各森林火災関連機関のニーズ、現状、技術レベルを、各機関と共同で把握する。

1-2：各機関に対し、衛星データの活用を改善・強化するため、技術的に支援する。

1-3：各機関に対し、衛星データの活用に継続的に取り組む人材育成を、研修計画の作成や実施等を通じて支援する。

2-1：LPAISの衛星データの収集・分析・保存に係るインフラ・技術力・人材等の現状を把握・評価する。

2-2：「活動1-1」を踏まえて、LPAISの衛星データの収集・分析・保存に係るインフラ・技術力・人材に関する短期・長期1の改善案を作成する。

2-3：「活動2-2」で作成した短期の改善案を実施する（例、研修、ツールの開発、等）。

3-1：ABEが提供できる支援に係るセミナーを開催する。

3-2：森林火災関連機関と衛星データ活用の推進に係るワークショップを実施する。

3-3：ABEと森林火災関連機関による衛星データの活用に係る現状及び展望を示した文書を作成・公表する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：

重大な治安上の問題がプロジェクト実施に影響しない。

(2) 外部条件

- 1) ボリビアの衛星データの活用に関する政策に大きな変更がない。
- 2) ABEがデータを利用する衛星に大きな障害が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ブラジル共和国「アマゾン森林保全・違法伐採防止のための ALOS 衛星画像の利用プロジェクト」（2016年度）事後評価において、衛星の故障等によりデータを利用できなくなる場合に備え、計画段階で提供の中断のリスクも想定し、他の衛星データの活用など補完的な手段も含め、代替策についてもあらかじめ検討しておく必要があると指摘されている。そのため、本案件では、計画段階より衛星の利用用途と利用可能性を勘案し、複数の計画を立案することとする。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：持続的森林管理／森林火災対策に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ボリビア国及び中南米地域

② 語学能力：英語またはスペイン語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年12月に業務開始し、全体期間は2029年2月までの約39か月と想定します。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途 約 45.10人月

本邦研修に関する業務人月2.10を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2）渡航回数を目途 延べ16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- ボリビア国 森林火災対策のための衛星画像利用促進能力強化プロジェクト討議議事録
- ボリビア国「森林火災モニタリングプラットフォーム強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- ボリビア国「森林火災対策のための衛星画像利用促進能力強化プロジェクト」（森林リモートセンシング／衛星画像解析）業務完了報告書

2）公開資料

- 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202108707_1_s.pdf

- ボリビア国 森林火災対策のための衛星画像利用促進能力強化プロジェクト
 (森林リモートセンシング／衛星画像解析) 業務完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000055331>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無（※ C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はスペイン語です。）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

252,397,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに

該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（11,813,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修	7,813,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.7人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,298,400円	報酬 国内業務費
2	ベースライン調査	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項（3） その他	2,000,000円	調査人員確保、日当・宿泊・旅費、調査に必要な事務機器等含む	再委託費

3	エンドライン調査	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (3) その他	2,000,000円	調査人員確保、日当・宿泊・旅費、調査に必要な事務機器等含む	再委託費
---	----------	--------------------------------------	------------	-------------------------------	------

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)